

平成18年度 第1回 芦屋市国民健康保険運営協議会 議事録

1 開催日時 平成18年7月10日(月)午後1時30分～
午後3時30分

2 会場 市役所 南館4階 第1委員会室

3 出席者 (敬称略,各代表50音順)

(1) 出席委員	被保険者代表	中 村 厚 子
		林 睦 子
		坂 東 平
	医療機関代表	藤 田 芳 子
		大 森 伸 宏
		鈴 木 紀 元
		藤 原 靖 代
		若 林 益 郎
	公 益 代 表	木野下 章
		瀬々倉 利 一 (会 長)
		長 野 良 三
		吉 田 清 子 (会長代理)
	被用者保険代表	栗 林 美 恵
富 永 一 郎		
(3) 市 側	市 長	山 中 健
	生活環境部長	高 嶋 修
	生活環境部次長	橋 本 裕二郎
	保険年金課長	竹 内 惠 一
	同 課長補佐	山 口 謙 次
	同 主 査	柿 原 浩 幸
	同総務担当者	池 田 聡 子

平成18年度 第1回 芦屋市国民健康保険運営協議会 議事日程

- | | | |
|------------------------|----------------------|----|
| 1. 開 会 | | 課長 |
| 2. 委嘱状の交付 | | |
| 3. 保険者挨拶 | | 市長 |
| 4. 自己紹介 | | |
| 5. 諮問書の提出 | | 市長 |
| 6. 会長挨拶 | | 会長 |
| 7. 定足数の確認・報告 | | 課長 |
| 8. 議事録署名委員の指名（中村委員を指名） | | 議長 |
| 9. 議 事 | | 議長 |
| 第1号議案 | 平成17年度国民健康保険事業報告について | |
| 第2号議案 | 平成18年度保険料の賦課状況について | |
| 第3号議案 | 出産育児一時金について | |
| その他 | | |
| 10. 閉 会 | | |

(事務局) まだ定刻前でございますが、皆様お揃いになっておられますので、ただいまから、「平成18年度 第1回 芦屋市国民健康保険運営協議会」を開催させていただきます。

本日は大変お暑い中、またご多忙のところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

開会に先立ちまして、委員の異動に伴い、栗林美恵委員に委嘱状の交付をさせていただきます。

それでは、市長が委嘱状をお持ちいたしますので、自席で委嘱状をお受け取りください。

…………… 委嘱状の交付 ……………

(事務局) それでは、保険者である山中市長より皆様方に一言ごあいさつ申し上げます。

…………… 市長挨拶 ……………

(事務局) それでは、ここで新たに委員となられた方もいらっしゃいますので、皆様方にはお名前と出身団体を自己紹介していただければと存じます。

…………… 自己紹介 ……………

(事務局) 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

…………… 事務局紹介 ……………

(事務局) 先ほどの市長のごあいさつにもございましたように、本日の運営協議会は出産育児一時金の見直しについて諮問をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。ただいまから山中市長が瀬々倉会長のところにまいりまして、諮問書をお渡しいたします。

(市長) 芦屋市国民健康保険運営協議会会長瀬々倉利一様。芦屋市国民健

康保険条例施行規則第2条の規定により、次のとおり諮問いたします。

諮問の内容。出産育児一時金を平成18年10月1日から現行30万円を35万円に引き上げる。以上でございますので、よろしく申し上げます。

(事務局) 委員の皆様には、ただいま市長から諮問いたしました諮問書の写しをお配りしておりますので、ご参考にしてください。

それでは、審議に先立ちまして、会長からご挨拶をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いたします。

…………… 会長挨拶 ……………

(事務局) ありがとうございます。

市長はこの後、別の公務が入っておりますので、失礼ですが退席させていただきます。

(市長) どうぞよろしく申し上げます。失礼します。

(事務局) それでは、ただいまから会議の進行を瀬々倉会長にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いたします。

(議長) それでは、本日の協議会成立の可否を確認したいと思います。事務局報告をお願いします。

(事務局) 委員の定数は14名でございます。芦屋市国民健康保険条例施行規則第6条では、委員定数の2分の1以上の出席が必要となっておりますが、本日は全員ご出席でございます。

(議長) ありがとうございます。ただいま報告がありましたとおり定数を満たしており、本協議会が成立していることを確認させていただきます。

次に本日の議事録署名委員の指名を行います。従来慣行どおり被保険者代表の中からお願いしたいと存じます。このたびは、

「中村委員」にお願いをいたします。どうぞよろしく。

(中村委員) (了承の意)

(議長) ご了解をいただきました。それでは議事に入ります。本日の議事は、報告案件が2件と、先ほど山中市長から諮問がありました出産育児一時金の見直しについての審議・検討であります。

それでは、第1号議案「平成17年度国民健康保険事業報告」を議題に供します。事務局説明をお願いします。

……………事務局説明……………

(議長) ありがとうございます。ご報告をいただきましたが、質問、ご意見等がございましたらお願いをいたします。どうぞ。

(A委員) 今、ご説明がありました9ページの歳入の国庫支出金が大幅に減って、県の支出金がふえているのは、三位一体改革で国から県へ移ったと、そういう形になっていると思うのですが、それを合計しても前年度より1億2,000万円ほど減っていますが、それはどういうことですか。

(事務局) 単純に申し上げまして、国の負担分が100分の40から100分の36に変わりました分、県の方に県調整交付金ということで移った訳ですが、それ以外に、大きく違いますのが、交付対象となる老人保健医療拠出金が大きく下がっておりますので、結果的に総額としては下がっています。

(A委員) 国保財政の問題というのはかなり深刻なところまで来ていると思いますが、その一つの問題は国が負担を減らしていることにあると思います。これを打開する一つの方法として、やっぱり一般会計からの繰入れをする必要があると思っておりますが、平成16年と17年を比べますと、法定外の繰入金というのが減っていますが、この法定外の繰入金が減った理由というのは何ですか。

(事務局) 平成16年度におきましては、12月の段階で赤字になっておりましたので、補正で一般会計からの繰入れをしております。ところが、17年度はぎりぎりまで黒字になる見込みだったので繰入れをしておりますので、その分金額が減っているということでございます。

(A委員) 5ページ、低所得者世帯保険料軽減状況ですが、7割軽減、5割軽減、2割軽減の世帯数というのは少しふえてきているような気がします。私の計算では全体の41.2%になっています。毎年、毎年ふえてきていて、国保の場合は低所得の方が入られるという形になってきていると思いますが、4割の方が軽減されているということは、他の自治体と比べてどうですか。

(事務局) 他市との比較は出しておりませんので解りませんが、ただ、今年度年金の改正がありましたので、軽減対象世帯は、18年度以降は減ると思います。

(A委員) 18年度になるだろうと思うんですが、年金が減っているのに、軽減対象から外されていくということは、二重に負担がふえていくという形になっていくと思うんですね。年金が減って税がふえて、国保料もふえると、あと介護もふえる。すごい負担増になってきて、社会問題的な様相を呈してきていると思うんですけれども、今、どれぐらいの方がそういう形なのか、つかんでいらっしゃる数を教えてください。

(事務局) 今年度の当初賦課でございますが、7割軽減の世帯数は5,180世帯、5割軽減が428世帯。2割軽減は申請が必要ですので、今のところ当初賦課の通知をこの12日に送付するんですけれども、送付した後、申請が出てきた件数によって変わります。所得割の年金軽減、年金のみの世帯の方の軽減ですけれども、3,296世帯です。

(A委員) 7割が5割になられる方というのは、それ以外にもいらっしゃる

んですね。

(事務局) いらっしゃいます。

(A委員) 軽減の影響を受けられる方というのは何世帯あるかというのは、多分つかんでいらっしゃると思うんですが、今回の税制改正で影響を受けられる方はどれぐらいですか。

(事務局) 議会で答弁もいたしました。影響の出ない世帯が半分、全体で8,148人の方は全く影響が出ない。これは年金所得者全体の58.01%でございます。あとの方は、保険料は世帯で計算しますので、年金所得が増えたことによって7割から5割に変わった世帯が何世帯あるかというつかみ方はできていません。保険料としましては、所得割で、約2,500万円ほど増えることとなります。

総額は増えないですけれども、年金所得の65歳以上の年金所得の控除額計算が変わりますことによって、増える保険料は2,492万9,000円です。ただ、賦課総額というのは一定ですので、その分が上がってきますと、ほかの者は下がるというような形になるかと思えます。

(A委員) ある意味で、高齢者の方が負担される分が他の者を助けるということになるんですね。

(事務局) そうです。高齢者が多く負担するというよりも、負担の公平化ということで、65歳以上のかたは、今までより優遇されていた部分が少なくなっています。それでも同じ年金収入であっても、65歳未満の方と比べますと、やはり65歳以上の方の控除額は、多いです。先程2,500万円ほど増えると説明しましたけれども、保険料として賦課する総額は決まっているわけですから、年金所得に対する保険料分が増えますが、全体は同じですので、所得割の率を下げる方向に働きます。

負担の公平化と、今A委員がおっしゃられたように高齢者との関係、これがずっと保険料にはつきまとうかなと思っております。

(A委員) 年をとれば、いろいろ体が傷んできて、いろいろ負担がふえていくと思います。それでいきますと、若い人と同じように扱っていくのはやっぱりおかしいという思いがありますし、世代間格差の是正ということをよく助役なんかも言われますが、世代間格差の是正ではなくて、問題なのは、世代の是正であって、高齢者の方が今まで精いっぱい頑張ってきて、今回の負担増で一気に力尽きてしまうような様相が混じっているんじゃないかなと私は思います。世代間格差というスタンスで考えていただくのは、余りよくないと私は思います。やはり高齢者の生活の実態からやっぱり出発すべきじゃないかなという気がします。

(議長) 私の方から一つだけ、平成17年度の運協に対する業務報告、事業報告ということですので、この1年間に、どんな諮問があつて、いつどんな答申をしたのかというようなことが、今回全然ありませんが、今後、そういうことは記録として、紙面に残るようにしていただきたいなど、注文をしておきたいと思います。

それでは、これぐらいで第1号議案を一応終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、特にご意見がないようですので、第1号議案「平成17年度国民健康保険事業報告」につきましては、原案のとおり承認することとしてよろしゅうございますか。

…………… 異議なしの声 ……………

(議長) ありがとうございます。異議がないようですので、第1号議案は承認することといたします。

次に、第2号議案「平成18年度保険料の賦課状況」について、事務局、報告を願います。

……………事務局説明……………

(議長) 以上で、賦課に対する説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたら、どうぞお願いをいたします。

(A委員) 資料の標準モデル国民健康保険料試算表というのは、資料3の方は4人世帯ということですが、これでいきますと、医療分に関しては前年度に比べて、一番所得の低い方が上がる以外は、ほかの方はみんな所得割が低くなっているということで下がっていますが、所得が一番低い人だけ、均等割、所得割の関係で増えてきているということですか。

(事務局) 所得割の率が下がっておりますので、軽減額も基本的には前年度よりも上がるのでございますが、その均等割と平等割額の差額で510円プラスになるという形になります。

(A委員) 介護の方を合わせたら、大体どういうふうなモデルが考えられるでしょうか。

(事務局) 介護を合わせますと、介護保険料はすべてがプラスになっておりますので、全部引き上げになりますね。

(A委員) 医療のマイナスを消して、トータルでプラスになっていくということになる訳ですね。介護はこういう表はお作りになっていませんか。

(事務局) 作っていないです。介護保険分を合せますと、40歳から65歳の方ということになりますが、所得割が医療分では0.3%下がって、介護で0.3上がりますので、限度額に達している方は別にしまして、所得割ではプラスマイナス変わらないことになります。ですから、そこで平等割と均等割でプラスという形になるかと思えます。

(議長) この資料4をちょっと説明いただけませんか。

(事務局) 資料4につきましては、年金収入が同じときに、昭和15年1月1日以前生まれですので、平成17年の12月31日に65歳以上になっておられた方で、平成17年度の年金所得と、今年度の年金所得との差額をそこに表示しております。まず、年金所得の

欄が20万円と27万円で異なりますのは、公的年金控除の計算方法が変わったことによってこのように変わっておりまして、所得の差はそこにございます。

それと、基準総所得につきましても、所得から33万円を引くのが基準総所得になっておりますので、同じようにふえていくわけです。所得割の率は6.8%と、平成18年度につきましては6.5%で計算したときの所得割、均等割、平等割と、平成17年の所得割、均等割、平等割、それと軽減を対比をさせたときに、保険料といたしましてどれだけ差が出るかというふうな表になっております。左17年と右側の18年度の差額が一番右端の増減のところに表示されております。220円、3,540円、3,690円というところが差額でございます。

(議長) 国保の保険料の通知書はいつごろ、発送されるんですか。

(事務局) 7月12日の水曜日に発送する予定でございます。

(議長) 前回の運協でも議論になりましたが、年金収入の中間層ですけれども、年金収入が変わらないのに所得だけが增加になるために税が増える。それが影響して、介護保険も倍にはならないけれども、かなり上がる、そして、国保も倍以上になるところがあるわけです。

何とかならないのかと、お願いをしたのですが、国の方で3年間の経過措置が講じられますが、それ以外はどうにもなりません、何か知恵がないのかというのをしきりに議論をしていたんですが、市の財政も厳しいし、他の保険者も特に救済措置を講じる予定はない、どことも一緒ですということでした。保険料の通知書を送付すれば窓口は大変なことになる。去年の倍ぐらいになる層があるが、何人ぐらいですかと聞きましたが、具体的に何人というのは解りませんというような説明で終わりました。

現時点では、もう告知の前ですから、資料によってそういう層がどれぐらいになっておるか、その厳しい層ですね。去年の運協に出たそういう層というのはすごく厳しいと思うんですが、どれぐらいの人数になるのか、ちょっと概況がわかったら、今日ないし

は後日でも教えていただきたいと思います。何十人か、あるいは100人近いのか。何人かは、倍からの保険料を払わされることになってくる。滞納の問題とかいろんな問題に波及するわけですけどもね。その辺りの概況は、解りませんか。

(事務局) 単身者の方で7割から2割になられる方、それと世帯員の方がいらっしゃるっても7割から5割、5割から2割に軽減額が外れていく方、この方たちに相当な影響が出ることになるのですが、軽減の判定は、個人単位ではなしに、世帯単位で行うものですから、その方の年金所得が増えたことによって全部軽減が外れたのか、昨年と比較してどうなったのかといった集計はしておりませんので、把握していません。

確かにおっしゃられるように、神戸市が最初に納付書を送りましたときに、区役所はすごい人が来たというふうに聞いております。西宮も6月に送付しましたが、西宮は思っていたほど来ていないとは聞いておりますけれども、私どもの方はかなり来るのかなと思っております。

高齢者年金の特別控除、この計算というのが今でも65歳未満と65歳以上で違う訳ですが、同じ65歳以上の方でも、平成16年1月1日以前生まれの方は、昨年と比べると年金所得が引き上げになるんですけども、その所得の中から1年目は13万円控除し、2年目は7万円控除しようという形で段階を踏んで、平成20年度に全額賦課されるという方式になっております。けれども、昭和16年1月2日以降生まれで65歳になられる方は、いきなり経過措置後の平成20年度の計算で賦課されます。これは、そのまま経過措置がなくても、その前の65歳未満であったときから比べると減るからということです。所得が増えることになる方には、段階を踏んで上げようという形になっておりますので、ですから、この阪神間どこも法定の13万円と7万円の控除以外のことはやってないというふうにつかんでおります。

(議長) 関心を持ちながら、新聞情報を見ていましたが、法定外の控除はどこもしていないということは明らかみたいですが、窓口が大変だと思うんです。窓口に来るのは仕方がないし、できるだけの説

明をして理解してもらえないと言えはそうなのでしょうがね。今さらもうどうにもしょうがないのでしょうか、概況みたいなものがわかったら、わかってもしょうがないですが、多額の保険料を賦課されて、すごい数が窓口に来られるのではないかと、思います。

(事務局) 確かに介護保険の方は、かなり段階的に細かく手を尽くされていますので、それに比べると国保は何なのだというのは、あるのですが。

(議長) 国保は、荒っぽい。市のという意味ではなしに国の制度がね。介護保険の方は国の制度がきめ細かくやっていますので、幾ら高いところでも倍になったりはしていません。ところが、国保の方は、倍以上になる方がいらっしゃる。制度がそうになっているのだから理解してもらえないということでしょうが、本人はかなわないだろうと思うんですね。

(事務局) 介護保険は、今日通知を送ると聞いています。

(B委員) たしかお一人の人数の少ない家庭の方が多かったんですね、上がるのは。そうでしたね。

(C委員) 今言われましたけれども、国保の方の受付に、どうしてこんなに高くなったんですかって、ご相談に見えられると思うんですね。そんな方たちには、窓口の方は、どのようなお答えをしておられますのでしょうか。

(事務局) これから通知書を送付しますので、まだ説明はしていませんが、所得税法の改正で同じ収入であっても、所得金額の計算が変わったと、ですから、それに応じて保険料を算定しているとしか言えないと思うんですが。

(C委員) 例えば、国保の方で、それぞれお一人お一人に口頭で説明されたり、何かちゃんとしたこういう理由で上がりますといった説明書のようなものもあるのでしょうか。

(事務局) はい、一つ一つの世帯に年金受けておられる方がいらっしゃるかどうかというのは確認できませんので、通知書の全件にそういうチラシを今回別に入れております。

(事務局) ただ、所得や保険料の計算は、単純なものではありませんので、チラシを入れて、読んでいただいてもなかなかやっぱり理解していただけないというのが現実だと思います。

ですから、多分会長が言われたように、窓口に来られたり、電話でお聞きになるということがあろうかと思えますけれども、ご理解いただけるよう丁寧に説明するしかないと覚悟していますが、保険制度自体がもうかなり複雑になっておりますし、また高齢者の方が今回の場合対象ですので、余計に理解がどこまで得られるか。高齢者の方に理解していただくというのは、説明を窓口でしていても、30分、1時間すぐかかってしまうかもしれませんし、一度に多くの方が来られたときに対応ができるのか危惧しているところがございます。

とにかく丁寧に説明するしかない、本当にそれしかないと覚悟しなければならないと思っております。

(議長) 窓口で順番を待っている間に見てもらえる資料とかがあれば、ただイライラと順番を待つのではなく、事前の知識を得ることによって、ずっと理解ができる方もあるのではないですか。少しでもスピードアップできるようにしないと、職員が何人もおられない中で、対応し切れず、昼食の時間になったり、閉庁の時間になったりして、日常業務どころではなくなるかもしれない。何かいい工夫をされた方がいいのと違いますか。

会議室でもとって、何時から何時までにお越しの人はここで一括説明しますというような形でもとらないと、一人ずつ説明しては、時間がかかりすぎて対応できないのではないですか。

(事務局) 昭和50何年かに保険料の賦課方式が、市民税方式から旧ただし書き方式になって、所得の低い方の保険料が上がったときは、一人ずつ説明はできなかったですね。窓口は三重ぐらいに人がいら

っしゃるので、後ろから大きい声で話すしかないみたいな状況でした。今回もそんなふうになるのかなと少し危惧しております。

(議長) いずれにしろ、丁寧はいいけれども、より理解が得られやすいような方法を講じなかったら、混乱するだろうと思うんです。混乱したことが新聞記事になったり、つまらんことで批判されたりしないように、何かスムーズにいく方法をぜひご検討いただくようお願いしたいなと思います。

(C委員) もめるぐらいだったら元気がある方ですが、それを払えなくなって、滞納してね、医療機関に行けなくなって、そうなると、生命とか、病気の悪化につながるわけですから、その辺り、十分な説明をやはりしてあげていただきたいと思います。

(事務局) わかりました。

(A委員) 先日も朝日新聞に大きく出ましたし、この前神戸新聞に出たんですかね、例の、やっぱり今回の高齢者の問題につながって、資格証明書、短期保険証がもたらしている受診抑制ですね。払わないから、払わないんじゃないかと、払えないから払えないといった状況が、かなりすさまじい勢いで私は進行しているんじゃないかと思えてしょうがないんですよ。あらわれたときには、とんでもない事件が起きるような状況になってきているみたいですね。

理解をしていただくこと自身がなかなか難しい年齢の方がたくさんいらっしゃるだろうと私は思いましてね。それこそ本当にどうしてあげたらいいのかと思うぐらいのことで、とにかく安くしてあげてほしいと思うんですけれども、現実にはそれしかないような気がします。

(事務局) 短期被保険者証の交付、未交付の部分でございますが、平成18年2月28日現在でございますが、短期被保険者証の交付世帯は1,167世帯です。うちその時点で未更新だった世帯が407世帯ございます。それと、資格証明書の対象世帯につきましては64世帯で、そのうち未更新の世帯は17世帯でございます。

(A委員) 資格証明書が大分増えていますね。去年の12月で資格証明書は8件だったと思いますが。

(事務局) 12月の段階でございますが、平成16年度の資格証明書の発行実績が77件で、17年度4月、12月で資格証明書を交付した、新たに交付したところが8世帯ということです。

(A委員) 未更新というのは、要するに資格証明書とか、短期保険証を発行する対象の人が役所に来てないということですよね。

(事務局) そうです。

(A委員) そういう方々は、要するに、もう役所の敷居が高過ぎて行けない。行けば金を払えと言われるから行けないと。保険証なしで暮らしていらっしゃる。

(事務局) 県の指導等では、未更新の状態を長期間で放置するというのはよくないとされておりまして、おおむね1か月以内に交付するようにしなさいということなのですけれども、なかなか本人さんと会えることができません。こちらは保険料の話をしたいのですけれども、ただ単に郵送してしまえば、保険料の話は一切できないという、そういうジレンマがあります。ただそのままですと、保険証がないという状態が続くので、問題があると思っています。どこかでコンタクトをとりながら、保険証を渡せるよう努めたいと考えておりますが、まだどのようにしていけばいいのか模索しているところでございます。

(議長) よろしゅうございますか。

大分時も流れましたので、もし、よろしければ、第2号議案「平成18年度保険料の賦課状況」について、承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。報告ですので、異議どうこうをお聞きするのもおかしいのですが、進行表もそうなっておりますので。

(事務局) 申しわけございません。この部分につきましては、報告という形で今までも承認を得るとされてきておりまして、報告に承認を得るというのもおかしいなと話していたのですけれども、今までの流れがありますので、いきなり変えるのもどうかと思ひまして、今回はそのままにさせていただきました。

(議長) ということで、第2号議案については、全体としては承認することにして、次に進めたいと思ひます。
次に、第3号議案「出産育児一時金について」を議題に供します。提案の趣旨について、事務局、説明を願ひます。

…………事務局説明…………

(議長) ありがとうございます。説明は終わりました。質疑等がございましたら願ひいたします。どうぞ。

(D委員) これ、私よく知りませんが、すべての方が生まれた場合、対象になる制度じゃないんですか。給付要件が何かあるんですか。

(事務局) それぞれの属している健康保険から出産祝金が出るんですね。職域の国保でしたら職域の国保からで、社会保険庁の政府管掌保険でしたら、政府管掌保険の方から出ると。それぞれ共済組合でしたら共済から出るわけですが、それぞれその内容というのは違います。政府管掌保険の方が現行30万円を35万円に引き上げるということを決めておりまして、健康保険法の施行令で改正されます。私どもの国民健康保険では、健康保険法の影響をそのまま受けませんので、私どもの市としてどうするのかということをお諮りして決めさせていただくという形でございます。

(D委員) これは生まれた数の中の市町村が出費する、支給する分だけが、その12%ということですか。だから、平成17年度に生まれた799人の中にも、これには政府管掌とか、組合保険の人とかい

ろいろあるけれども、これは国保の分ですか。

(事務局) この799人は市内で生まれた方の全部で、97人というのは、芦屋市の国保に加入しておられるお母さんが出産されたという形でございます。

(議長) 任意となっているのに、社保が35万円に改正されるからというのは、どうなのかなと考えていたのですが、そうすると、いや、もう社保と同額をずっと経年的にはバランスを保ってきているんですということでした。だから、審議の方をよろしくと、こういう趣旨のようですので、世間相場というか、他の保険者とのバランスがそうなおるので、芦屋市の一般財源で金を出すという気持ちで諮問もされておられるみたいですね。

(D委員) 生まれた時はありがたいなと思ってもね、いざ育てていこうとなるといろいろありますよね。

(A委員) これだけやってもらってもだめな部分ってありますよね。

(議長) よろしゅうございますか。そうすると、諮問に近いような形で、内容は諮問とほぼ変わらないような形で答申をするという方向で、ご異議ございませんか。

…………… 異議なしの声 ……………

(議長) ありがとうございます。特に反対の意見もございませんので、少子化対策の一助にもなるということで、早急に答申をするべく、正副会長に文案等をお任せをいただいて処理をいたしたいと、かように考えます。また、答申をしましたら、その答申の写しを後ほど委員の皆様方に配布をさせていただきたいとかように考えております。そういう処理でよろしゅうございますか。

…………… 異議なしの声 ……………

(議 長) はい、ありがとうございました。

これで、本日予定されておりました議案はすべて終了することができました。

事務局，ほかに何かご意見，報告事項等ありましたら，お願いをします。

(事務局) 特にごさいません。

(議 長) それでは，特にないようですので，本日の協議会は，これをもちまして閉会とさせていただきます。

若干，時間を超過いたしました，皆様方には，運営に当たりましてご協力を賜り，まことにありがとうございました。

議 事 録 署 名

署名委員

会 長

_____ ㊟

署名委員

_____ ㊟